

公 告

公 告 第 25号
令和3年8月23日

分任契約担当官
陸上自衛隊久留米駐屯地
第361会計隊久留米派遣隊長 川畑 和博
(公印省略)

一般競争入札の執行について、下記のとおり公告します。

記

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件 名：1グループ 使用済車両売払い
2グループ 鉄屑等の売払い
- (2) 規 格・数 量等：1グループ 内訳書1のとおり
：2グループ 内訳書2のとおり
- (3) 引取（引渡）期限：代金納付の日から5日以内（令和3年11月19日までに搬出）
- (4) 代 金 納 付 期 限：令和3年11月15日
- (5) 引 渡 場 所：陸上自衛隊久留米駐屯地

2 入札参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 令和元・2・3年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の買受け」C等級以上に格付けされた競争参加資格を有する者であること。なお1グループについては自動車リサイクル法に基づく引取り業者であり、各都道府県等登録業者であること。
- (5) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官及び陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行なおうとする者でないこと。
- (7) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。
- (8) 3項の入札心得及び契約条項を確認のうえ、暴力団排除に関する事項に誓約した業者とする。なお、誓約に関しては入札書提出をもって誓約事項に誓約したものとする。
- (9) 1グループについては使用済自動車の再資源化等に関する法律に規定する「引取業社の登録」、「フロン類回収業者の登録」、「解体業の許可」及び「破碎業の許可」のすべてを満たす者又は、引取業の資格を有し他の3業種を他業者に下請けさせる場合は、入札時まで下請負申請書を提出し、契約担当官等の承認を受けた業者に限定する。

3 契約条項・入札心得を示す場所

陸上自衛隊久留米駐屯地第361会計隊久留米派遣隊、陸上自衛隊西部方面隊ホームページ

4 競争入札執行の日時場所

(1) 日 時： 令和3年9月17日（金）10時00分

(2) 場 所： 陸上自衛隊久留米駐屯地 第361会計隊久留米派遣隊 入札室

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金：免 除

ただし、落札業者が契約を締結しない場合は落札金額の100分の5以上を違約金として徴収する。

(2) 契約保証金：免 除

ただし、契約締結後、業者側の責による理由により契約の全部又は一部を解約するときは、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

6 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に消費税込みの金額を記載すること。

7 落札決定方法

グループ別総額決定（消費税込み価格） 当隊所定の予定価格以上の最高の金額をもって申し込みをしたものを落札者とする。同価の場合は抽選により決定する。総額が予定価格に達しない場合は、再度入札を実施する。（落札者は内訳書を提出すること。）

8 無効入札

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のないものを行った入札

(2) 入札者、入札金額、押印が明瞭でない場合若しくは識別しがたい場合

(3) 積算内訳を提出しなかった者の入札

(4) 暴力団排除に関する誓約を行わなかった入札

(5) 電信・電話・FAXによる入札

(6) その他入札に関する条件に違反した入札

9 契約書の作成

落札決定後、速やかに契約書を作成します。

契約書には「売払い部品の解体に関する特約条項」（1グループ）を付するものとする。

落札者は、契約締結までに作業工程表（1グループ）の提出をお願いします。

10 公告掲示場所

陸上自衛隊久留米駐屯地、陸上自衛隊小郡駐屯地、陸上自衛隊目達原駐屯地、久留米商工会議所、前川原駐屯地 西部方面隊ホームページ

11 その他

(1) 令和3年9月15日（水）17時までに資格審査結果通知書（写）及び自動車リサイクル法に基づく引取り業者としての各都道府県知事等の登録許可証（写）の提出をお願いします。

（2）代表者以外が入札する場合は、委任状を提出すること。

（3）契約条項及び入札等参加者心得を確認の上、暴力団排除に関する事項に誓約する旨（当社は、入札心得に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。）を入札書に付記し、あわせて積算内訳を提出するものとする。

- (4) 入札参加を希望する者は、事前に12(1)に令和3年9月15日(水)17時までに電話連絡すること。
- (5) 現場説明会：実施しない(ただし、鉄屑等の重量及び品質等の確認を現場にて希望する者は、調達要領指定書に従い確認するものとする。)
- (6) 郵便による入札の場合は、書留等配達証明の残る形式で送付用封筒に9月17日(金)「使用済車両売払い」又は「鉄屑等の売払い」入札書在中と記載のうえ、令和3年9月16日(木)17時までに必着するように郵送し、契約担当者(宇野)まで連絡すること。
なお、入札直前に疑義が生じた場合の郵便入札はその疑義に関して了承しているものとみなします。初度入札に郵便等が含まれていない場合は直ちに再度入札を実施する。郵便等が含まれている場合の再度入札については別途連絡する。入札金額が同額の場合は、当該入札に関係のない職員により抽選を実施する。
- (7) 2項(9)で示す証明書を令和3年9月15日(水)1700までに提出すること(FAX可)
- (8) 損害賠償請求
車両を転売して一般市場に流通させた場合又は外装部品を転売して自衛隊車両と同様の外観を有する車両を一般市場に流通させるに至った場合は、契約金額の10%に相当する金額の違約金を徴収するとともに、実際の損害の額が違約金の額を超過する場合には、超過分の損害につき賠償を請求する。
- (9) 落札業者については、落札後速やかに誓約書(契約した鉄屑を復元して再利用しない趣旨の内容)の提出をするものとする。
- (10) 売払物品の引取り、保管、整備、使用等に際して発生する一切の費用は、買受人の負担とすること。
- (11) 売払物品の引取りに際しては事故防止に留意するとともに、事故発生の場合は全て買受人の責任において処理すること。
- (12) 売払物品は現状渡しであり、契約締結後、防衛省は物品に対して一切の責任を負わないこと。また、買受人は当該物品に不具合、隠れたる瑕疵(かし)等を発見しても、契約代金の減免、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないこと。
- (13) 売払物品の使用等に際して必要となる法令上の各種手続は、買受人の責任において行うこと。
- (14) 当該売払車両及びその部品を輸出する場合、輸出貿易管理令に基づき経済産業大臣の許可が必要になります。

12 連絡先

- (1) 入札及び契約事項に関する問い合わせ先
陸上自衛隊久留米駐屯地 第361会計隊久留米派遣隊 契約班 担当 宇野
TEL 0942-43-5391 内線348
FAX 0942-43-5391 内線350
- (2) 仕様書及び内訳書の内容に関する問い合わせ先
陸上自衛隊久留米駐屯地 補給科 伊賀
TEL 0942-43-5391 内線722